



平成23年10月29日

## 東京都世田谷区における現地調査について

「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針（平成23年10月21日）」に基づき、世田谷区役所より、放射線量の高い地点があるとの連絡を受け、昨日（28日）、文部科学省は世田谷区役所とともに現地調査を実施しましたので、お知らせいたします。

### 1. 経緯

- 10月28日（金）15時45分、世田谷区役所から文部科学省に対し、一般市民からの通報を通じて世田谷区内において、周辺に比べ高い放射線量が測定されたとの連絡があった。
- 同日、世田谷区役所からの要請を受け、文部科学省職員（3名）及び日本原子力研究開発機構の専門家（2名）を現地に派遣し、世田谷区役所と連携して現地調査を行った。

### 2. 現地調査の概要

- 調査場所 東京都世田谷区八幡山
- 調査日時 10月28日（金）18時 ～ 23時30分
- 調査内容 放射線量の測定と周辺の状況確認
- 調査結果
  - ・特に放射線量の高い2地点が確認され、それぞれ地表から1メートル高さのところで、毎時4.7及び10マイクロシーベルト、地表面で毎時170及び110マイクロシーベルトであった。
  - ・その他、調査場所敷地内の建屋内外において、周辺より放射線量の高い箇所が数箇所あった（地表面（床表面）で最大毎時2.5マイクロシーベルト）。
  - ・調査場所と付近の住宅地との境界における放射線量は、地表から1m高さで毎時0.1マイクロシーベルト程度であった。
  - ・原因となる放射性物質の核種は、特定できなかったが、以下の点を踏まえると、高い放射線量の原因として、東京電力（株）福島第一原子力発電所由来の放射性物質による可能性は低いと考えられる。
    - 特に放射線量の高い2地点は、それぞれ狭い範囲のアスファルト上であること。
    - 当該2地点は、東京電力（株）福島第一原子力発電所由来により比較的高い放射線量が測定されると予測されるような雨水、泥・土などがたまりやすいところで

はないこと。

- 調査終了後、特に放射線量の高い2地点については、土のうによる遮蔽及び立入禁止等の安全措置を行った（安全措置後は、立入禁止の境界において地表から1m高さで最大毎時0.2マイクロシーベルト）。

### 3. 放射線による影響等

- 調査場所と付近の住宅地との境界における放射線量は、地表から1m高さで毎時0.1マイクロシーベルト程度であったので、隣家については、放射線障害のおそれはない。

### 4. 現地調査等を踏まえた文部科学省の対応

- 世田谷区役所等に立入禁止等の安全確保措置を引き続き講じるよう要請した。
- 今後、土地の管理者、世田谷区等とともに原因究明及び対策を進める予定。

<担当> 文部科学省 原子力災害対策支援本部  
堀田（ほりた）、奥（おく）  
電話：03-5253-4111（代表）（内線4604、4605）



建物の壁から3m離れて  
 地上1m 10マイクロシーベルト/時  
 地表（電離箱による測定） 110マイクロシーベルト/時

敷地境界のブロック塀から外側に60cm離れて  
 地上1m 4.7マイクロシーベルト/時  
 敷地境界のブロック塀の外側  
 地表（電離箱による測定） 約170マイクロシーベルト/時